

全国勤労者スキー協議会山スキーリーダー規程

第1章 総則

第1条 (目的)

全国勤労者スキー協議会（以下本会という）は、安全で楽しい山スキーの普及と技術の向上及び自然環境保護への貢献を目ざし、規約に基づく山スキーリーダー資格を設ける。

第2条 (山スキーリーダーの任務)

山スキーリーダーは、民主的スキー運動のリーダーとしての自覚と誇りをもち、運動の一層の発展のために献身的に努力すると共に、スキー指導法の技術と系統性を深く学び、人の命をあずかる責任を認識し目的を遂行するために主に次の活動を行う。

- 1) 本会[都道府県スキー協議会（以下地方スキー協という）、クラブを含む]の主催又は共催する山スキー行事（山スキーの実践、山スキー教室、養成、研修会、学習会など）にリーダー又は講師として参加する。
- 2) 本会が他の団体等から、山スキーリーダーの派遣を要請された場合、本会（地方スキー協を含む）の求めに応じて、その行事に参加する。
- 3) 山スキーリーダー及び講師としての能力の向上をめざし、必要な資質、知識、技術を高める努力をする。

第3条 (資格の付与)

山スキーリーダーの資格は、本規定による検定会に合格した者に与える。

第4条 (認定登録)

山スキーリーダーとして合格し認定登録料を納入した者は、本会に登録される。

2. 認定登録料は別に定める。

第5条 (山スキーリーダーの義務)

山スキーリーダーは2年に1回、本会主催する山スキーリーダー研修会（以下、研修会という）を受講し、修了証を取得しなければならない。

2. 山スキーリーダーは、住所を変更した場合、遅滞なくクラブ・地方スキー協を通じて本会へ届け出なければならない。

第6条 (年次登録の義務)

山スキーリーダーは2年次以降、毎年その資格を更新するため登録しなければならない。停止期間中であっても登録は行う。

2. 年次登録料は別に定める。
3. 登録期間は、毎年6月1日から9月30日迄とし、所定の様式により、地方スキー協を經由して本会に登録する。

第7条 (資格の休止、返上、停止、喪失)

山スキーリーダーは本人が申し出たとき、その資格を休止又は返上することができる。

2. 山スキーリーダーは次の場合、常任理事会の議を経て、その資格を停止または喪失されるものとする。

- 1) 年次登録の義務に違反したとき。
- 2) 研修会の受講義務に違反したとき。
- 3) 本会山スキー部、又は所属するスキー協から不適格の申し出があったとき。
- 4) その他、本会が特に不適格であると認めたとき。

第2章 養成

第8条 (主催)

本会は、この規約の定めにより、山スキーリーダー養成（以下、養成という）を開催する。

第9条 (講師)

講師は、理事長が委嘱する。

第10条 (会期・課目)

会期は、座学2日、実技2日とし、課目は次のものとする。

【座学】

- 1) 民主スポーツ論
- 2) スキー指導法
- 3) 山スキーリーダー論
- 4) 読図
- 5) 気象
- 6) 救急法

【実技】

- 7) 積雪（雪崩）
- 8) 山スキー登高及び滑降技術と伝達法
- 9) ビバーク・雪中生活技術
- 10) 技術
- 11) スキー実践

2. テキストは、本会が指定、もしくは承認したものを使用する。

第11条 (受講資格)

受講資格は次のとおりとする。

- 1) 受講日現在満25歳以上の者
- 2) 山スキー実技経験5年以上の者

第12条 (受講手続き)

受講手続きは、開催要項に基づき、所定の受講申込書を、責任者へ提出する。

第3章 認定

第13条 (検定課目と基準)

山スキーリーダーの検定課目は次のとおりとする。

- 1) 山スキー経験
 - ①実践年数及び同日数
 - ②リーダー又はサブリーダー担当回数
 - ③実践コース
- 2) 知識
 - ①民主スポーツ論
 - ②スキー指導法
 - ③山スキーリーダー論
 - ④山スキー一般
 - ⑤気象
 - ⑥積雪（雪崩）
 - ⑦読図
 - ⑧救急・搬送法
 - ⑨山スキー用具
- 3) 山スキー技術
 - ①滑降

- ②登高
- ③コースガイド
- ④ルートファインディング（磁石、高度計、地図の利用）
- ⑤ビバーク・雪上生活
- ⑥山スキー用具の応急修理・調整
- ⑦無線機の使用

4) 適正

- ①山スキー計画及び計画書の作成
- ②パーティー統率力
- ③状況判断力
- ④緊急対処力
- ⑤体力

2. 認定基準については、別途定める細則による。

第14条（検定方法）

検定の方法は、各課目について、レポートもしくはペーパーテスト、及び実技テスト等により判定を行うものとし、別途定める細則による。

第15条（採点基準）

認定に関する採点の基準は、別途定める細則による。

第16条（検定会および受験資格）

山スキーリーダーの検定会は、理事長から委嘱された3名の検定員により行う。検定会の運営は別途定める細則による。

2. 受験資格は、次のとおりとする。

- 1) 山スキーリーダー養成修了年度を含め2年度以内であること。
- 2) 山スキー研修会に2回以上参加していること。
- 3) 本会の会員で所属スキー協および本会山スキー部の推薦があること。

第4章 研修

第17条（研修会）

- 1) 研修会は養成第10条を準用する。但し会期は1泊2日とする。
- 2) シーズン初めの行事計画の段階で、研修〔座学〕〔実技〕に該当する旨を明記する。
- 3) 全国、各ブロック、各地方スキー協で開催される養成、研修の講師について、その担当課目の研修扱いを明記する。
- 4) 全国山スキー部会の出席者を研修〔座学〕修了扱いとする。

第18条（受講資格）

研修会の受講資格は、次のとおりとする。

- 1) 山スキーリーダー
- 2) 本会山スキー部で、受講を認めたもの。

付 則

1（特別認定）

本規定実施に伴い次の各号に該当する者の内から所属スキー協及び本会山スキー部が推薦して、理事長が認定する。

- 1) 山スキー実践10年以上であること。
- 2) 本会又は地方スキー協において、山スキーに関する役職を経験していること。
- 3) 毎年1回以上リーダーを担当し、5年以内に、自己の責に帰すべき重大事故を起こしていないこと。

2（登録料等）

第4条に基づく認定登録料は、1人3,000円とする。
尚、ネームプレート代等は常任理事会が定める額とする。

第6条に基づく年次登録料は、1人2,000円とする。

本会の公認資格者は複数の資格を有していても年次登録料は1人2,000円とする。

3 (登録料の還元)

年次登録料については、本会の公認資格者の地方スキー協への還元金は複数の資格を有していても1人500円とする。

3 (改・廃)

本規程の改正・廃止は理事会が行うものとする。

4 (実施日)

本規程は2011年11月13日から実施する。

- ・ 1996年6月9日 全国勤労者スキー協議会山スキーリーダー規程制定
- ・ 2004年6月13日 一部改定
- ・ 2010年11月14日 一部改定
- ・ 2011年11月13日 一部改定